

大熊町における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて（案）

平成24年11月30日

原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、大熊町において設定された警戒区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定）に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。
 - (1) 陸域の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直す。
 - (2) 陸域の警戒区域を解除する。
 - (3) 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記(1)及び(2)の見直しは、平成24年12月10日午前0時に行う。

※今回の見直し対象区域等については、別添地図参照。

2. 本決定を踏まえ、大熊町長に対し、別添2のとおり指示を行う。

以上

大熊町の区域見直し後の避難指示区域と警戒区域の概念図



(案)

別添 1

公 示

平成 24 年 1 1 月 3 0 日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域 (2) 平成 23 年 4 月 22 日の原子力災害対策本部長指示により計画的避難区域とされた区域 ※ 詳細は別紙 2 を参照
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 16 時 36 分 発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	(1) 避難指示区域の見直し： 大熊町における東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の避難指示区域（前面海域※を除く）については、平成 24 年 1 2 月 10 日午前 0 時をもって、別紙 1 のとおり、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直されること。 (2) 警戒区域の見直し： 大熊町における東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の警戒区域（前面海域※を除く）については、平成 24 年 1 2 月 10 日午前 0 時をもって、解除されること。 (3) その他の市町村の避難指示区域と警戒区域は、従前の区域が維持されること。 ※ 大熊町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域であって、海岸線から東経 141 度 5 分 20 秒までの海域をいう。

● 大熊町

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>(中屋敷行政区の全ての区域)</p> <p>大熊町大字野上 字旭ヶ丘の全ての区域 字井戸神沢の全ての区域 字大森の全ての区域 字楓沢の全ての区域 字高家老の全ての区域 字岳ノ縊の全ての区域 字束松の全ての区域 字望洋平の全ての区域</p> <p>大熊町内国有林磐城森林管理署 5 0 5 林班から 5 1 0 林班、5 1 2 林班から 5 1 5 林班、 5 1 8 林班、5 1 9 林班、5 2 1 林班から 5 2 4 林班、5 3 0 林班、 5 3 7 林班及び 5 3 8 林班</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>(大川原 1 行政区、大川原 2 行政区の全ての区域)</p> <p>大熊町大字熊 字錦台 1 7 3 番地から 1 7 8 番地、1 7 9 番地 1、 1 7 9 番地 2、1 8 0 番地 1、1 8 0 番地 2、 1 8 1 番地 1、1 8 1 番地 2、1 8 2 番地 1、 1 8 2 番地 2、1 8 3 番地 1、1 8 3 番地 2、 1 8 4 番地 1、1 8 4 番地 2、 1 8 5 番地 1、1 8 5 番地 2、 1 8 6 番地から 1 8 8 番地、1 8 9 番地 1、 1 9 0 番地、1 9 1 番地 1</p> <p>大字大川原 字手の倉の全ての区域 字西平の全ての区域 字南平の全ての区域</p> <p>大熊町内国有林磐城森林管理署 5 2 8 林班、5 3 4 林班及び 5 3 6 林班</p>
<p>帰還困難区域</p>	<p>(野上 1 行政区、野上 2 行政区、下野上 1 行政区、下野上 2 行政区、 下野上 3 行政区、大野 1 行政区、大野 2 行政区、熊 1 行政区、 熊 2 行政区、熊 3 行政区、町行政区、熊川行政区、野馬形行政区、 小入野行政区、大和久行政区、夫沢 1 行政区、夫沢 2 行政区及び 夫沢 3 行政区の全ての区域)</p>

	<p>大熊町大字夫沢</p> <p>大字小良浜</p> <p>大字熊</p> <p>大字熊川</p>	<p>字上団子橋の全ての区域</p> <p>字熊野沢の全ての区域</p> <p>字北台の全ての区域</p> <p>字北原の全ての区域</p> <p>字大の全ての区域</p> <p>字中央台の全ての区域</p> <p>字長者原の全ての区域</p> <p>字東台の全ての区域</p> <p>字南台の全ての区域</p> <p>字高平の全ての区域</p> <p>字旭台の全ての区域</p> <p>字熊町の全ての区域</p> <p>字清水の全ての区域</p> <p>字新町の全ての区域</p> <p>字反町の全ての区域</p> <p>字館の全ての区域</p> <p>字田成圃の全ての区域</p> <p>字滑津の全ての区域</p> <p>字羽山下の全ての区域</p> <p>字本清水の全ての区域</p> <p>字本町の全ての区域</p> <p>字錦台のうち173番地から178番地、 179番地1、179番地2、 180番地1、180番地2、 181番地1、181番地2、 182番地1、182番地2、 183番地1、183番地2、 184番地1、184番地2、 185番地1、185番地2、 186番地から188番地、189番地1、 190番地、191番地1 を除く区域</p> <p>字川向の全ての区域</p> <p>字久麻川の全ての区域</p> <p>字古館の全ての区域</p> <p>字下川原の全ての区域</p> <p>字寺下の全ての区域</p>
--	--	---

		字緑ヶ丘の全ての区域
		字八坂の全ての区域
	大字小入野	字西大和久の全ての区域
		字東大和久の全ての区域
		字東平の全ての区域
		字向畑の全ての区域
	大字下野上	字大野の全ての区域
		字金谷平の全ての区域
		字北向の全ての区域
		字広谷地の全ての区域
		字清水の全ての区域
		字原の全ての区域
		字鮎沢の全ての区域
	大字野上	字秋葉台の全ての区域
		字姥神の全ての区域
		字諏訪の全ての区域
		字羽山沢の全ての区域
		字山神の全ての区域
		字湯の神の全ての区域
		字小塚の全ての区域
	大熊町内国有林磐城森林管理署	
	503林班、504林班、511林班、516林班、517林班、 520林班、525林班から527林班、529林班、547林班	

1. 田村市

避難指示解除 準備区域	田村市都路町古道 字尾ノ川の全ての区域 字下ノ久保の全ての区域 字下ノ原の全ての区域 字番坊の全ての区域 字前田の全ての区域 字上野前の全ての区域 字場々の全ての区域 字権七田の全ての区域 字柳野沢の全ての区域 字八小屋の全ての区域 字下野前の全ての区域 字稲葉下の全ての区域 字仲ノ前の全ての区域 字鍛冶屋前の全ての区域 字申酉の全ての区域 字川向の全ての区域 字南作の全ての区域 字荻田の全ての区域 字反田の全ての区域 字鳥伏の全ての区域 字横山 8 9 番地 8、8 9 番地 9、8 9 番地 1 1、 9 2 番地 1、9 2 番地 2、9 2 番地 3、 9 2 番地 4、9 3 番地 1、9 3 番地 3、 9 3 番地 4、9 3 番地 5、1 0 1 番地 1、 1 0 1 番地 2、1 0 1 番地 3、 1 0 1 番地 8、1 0 1 番地 9、 1 0 1 番地 1 0、1 0 1 番地 1 1、 1 0 1 番地 1 2、1 0 1 番地 1 3、 1 0 1 番地 1 4、1 0 1 番地 1 5、 1 0 5 番地 1、1 0 5 番地 2、 1 0 5 番地 3、1 1 2 番地 1、 1 1 2 番地 2、1 1 2 番地 3、 1 1 5 番地 1、1 1 5 番地 2、 1 1 6 番地 1、1 1 6 番地 2、
----------------	--

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>116番地3、117番地1、 117番地2、117番地3、 117番地4、117番地6、 117番地7、117番地8、 117番地10、118番地、119番地、 124番地、125番地、129番地1、 129番地2、129番地3、 129番地4、129番地5、 129番地6、130番地、132番地、 135番地、137番地、138番地 字戸屋84番地、85番地1、87番地1、 87番地2、87番地4、87番地13、 87番地14、87番地15、 87番地16、88番地1、88番地3、 88番地7、88番地8、90番地、 91番地1、91番地2、91番地7、 91番地8、92番地2、92番地4、 93番地1、93番地3、93番地4、 93番地5、95番地1、95番地3、 96番地1、96番地4、96番地5、 98番地1、99番地1、100番地1、 100番地3、104番地1、 104番地2、105番地1、 106番地1、108番地1、 108番地2、111番地1、 111番地2、111番地3、 111番地5、112番地、 127番地1、127番地2、 128番地1、128番地3、129番地、 135番地、137番地、138番地 字小滝沢のうち、121番地1、121番地2、 121番地3、121番地4、 121番地7、121番地8、 121番地9、121番地10、 121番地11、121番地13、 121番地14、121番地15、 122番地2、126番地、</p>
------------------------	--

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>128番地、137番地、138番地、 139番地、140番地、141番地1、 141番地2、142番地、143番地、 144番地、146番地2、148番地、 149番地、153番地、156番地 を除く区域</p> <p>田村市内国有林福島森林管理署 269林班から283林班</p>
------------------------	--

2. 南相馬市

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>南相馬市小高区 片草の全ての区域 小高の全ての区域 大井の全ての区域 塚原の全ての区域 仲町の全ての区域 田町の全ての区域 関場の全ての区域 西町の全ての区域 上町の全ての区域 東町の全ての区域 南町の全ての区域 大町の全ての区域 本町の全ての区域 南小高の全ての区域 福岡の全ての区域 水谷の全ての区域 泉沢の全ての区域 岡田の全ての区域 村上の全ての区域 角部内の全ての区域 蛭沢の全ての区域 井田川の全ての区域 浦尻の全ての区域 下浦の全ての区域 女場の全ての区域 耳谷の全ての区域 行津の全ての区域 上浦の全ての区域 神山の字池ノ沢、字馬場前、字馬場下、字堂平、 字神山下、字竹ノ町、字土橋、字長畑、 字藪倉、字大豆谷、字砂子町及び 字藤右エ門屋敷の区域 上根沢の全ての区域 小屋木の全ての区域 吉名の全ての区域</p>
------------------------	---

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>藤木の全ての区域 飯崎の全ての区域 大田和の字下川原、字川原、字西田、字前田、 字浜井場、字広畑、字館越、字上新田及び 字下新田の区域 金谷の字北原、字作迫、字若林、字天梅、字東及び 字沼尻の区域 北鳩原の全ての区域 南鳩原の全ての区域 小谷の全ての区域 大富のうち、字蛇バミを除く区域 羽倉の全ての区域 南相馬市原町区 雫の字袖原の区域 小浜のうち、字間形沢を除く区域 下江井の全ての区域 小沢の全ての区域 堤谷の全ての区域 江井の全ての区域 米々沢の全ての区域 大甕の字田堤、字森合、字森合東及び 字観音前の区域 高の字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、 字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、 字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、 字大久保前、字花木内及び字高林の区域 小木迫の全ての区域 鶴谷の全ての区域 大原の字和田城の区域 南相馬市内国有林磐城森林管理署 2004林班、2005林班、2007林班から2017林班、 2029林班、2048林班、2055林班、2095林班、 2130林班</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>南相馬市小高区 神山の字鯖沢、字蛇クキ及び字松ヶ沢の区域 大田和の字白根、字中ノ内、字南川原及び 字中里の区域 川房の全ての区域 金谷の字西田、字柳迫、字神田、字南釘野、</p>

<p>居住制限区域</p>	<p>字北釘野、字下釘野、字西、字南、字北、 字上、字鼠内、字向田、字東川原及び 字西内の区域</p> <p>大富の字蛇バミの区域</p> <p>南相馬市原町区 片倉の字行津の区域</p> <p>馬場の字五台山、字横川及び字薬師岳の区域</p> <p>高倉の字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び 字枯木森の区域</p> <p>南相馬市内国有林磐城森林管理署</p> <p>2006林班、2018林班から2028林班、 2030林班から2047林班、2049林班から2054林班、 2056林班から2063林班、2065林班、 2076林班から2078林班、 2088林班の一部、2089林班、2090林班、 2096林班から2102林班</p>
<p>帰還困難区域</p>	<p>南相馬市小高区 金谷の字小畑、字ドウケ、字出戸間船及び 字野中の区域</p> <p>南相馬市内国有林磐城森林管理署</p> <p>2064林班、2066林班から2075林班、 2079林班から2087林班、2091林班から2094林班、 2104林班から2109林班</p>

3. 川俣町

計画的避難区 域	川俣町山木屋並びに町内国有林福島森林管理署 1 6 1 林班から 1 6 5 林班及び 1 6 7 林班
-------------	---

4. 檜葉町

避難指示解除 準備区域	<p>檜葉町 井出の全ての区域 大谷のうち、乙次郎を除く区域 上小埜の全ての区域 上繁岡の全ての区域 北田の全ての区域 下小埜の全ての区域 下繁岡の全ての区域 波倉の全ての区域 前原の全ての区域 山田岡のうち、大坂を除く区域 山田浜の全ての区域</p> <p>檜葉町内国有林磐城森林管理署 6 4 8 林班から6 6 1 林班、7 0 1 林班から7 1 0 林班、 7 3 6 林班から7 4 1 林班、6 6 3 林班、7 5 8 林班</p>
----------------	--

5. 富岡町

避難区域	富岡町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域であって、東経141度5分20秒から西側の区域
警戒区域	

6. 川内村

避難指示解除 準備区域	川内村大字上川内	<p>字切払 501 番地 1、501 番地 3 字大四郎 506 番地 3、506 番地 4、 519 番地 字檜生のうち、501 番地 5 から 501 番地 7、 502 番地 1、502 番地 2、 503 番地 57 から 503 番地 59 を除く区域 字金子塚の全ての区域 字大鷹鳥谷の全ての区域 字小鷹鳥谷の全ての区域 字高山 501 番地 字炭焼場 10 番地 1、502 番地、503 番地 1、 504 番地、514 番地 1、 514 番地 7、514 番地 8、 514 番地 12 から 514 番地 17、 515 番地 1 から 515 番地 5、 516 番地 1、516 番地 6 字弓目幾のうち、501 番地 5、501 番地 8、 501 番地 9、502 番地、505 番地、 506 番地、507 番地、508 番地 を除く区域</p>
	川内村大字下川内	<p>字田ノ入のうち、9 番地、15 番地、16 番地、 19 番地 1 から 19 番地 6、 20 番地 1、20 番地 8、 21 番地 1 から 21 番地 3、 22 番地 1、 22 番地 3 から 22 番地 5、23 番地、 24 番地、27 番地 1、 27 番地 4 から 27 番地 6、 28 番地 3、 30 番地 1 から 30 番地 3 を除く区域 字鍋倉の全ての区域 字道ノ下 522 番地 1 字糠塚の全ての区域</p>

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p> 字南の全ての区域 字吉ノ田和の全ての区域 字毛戸の全ての区域 字五枚沢の全ての区域 字上滝の全ての区域 字館山501番地1、514番地から528番地、 530番地 字篠平の全ての区域 字坂シ内133番地5、141番地7、 152番地1から152番地3、 153番地1から153番地5、 155番地2、 156番地2から156番地4、 156番地6、157番地4、 157番地8、 158番地2から158番地4、 159番地2、159番地4、 159番地6から159番地16、 160番地9、 161番地1から161番地3、 162番地2、162番地3、 176番地3、176番地5、 176番地14、236番地1、 236番地2、 511番地から513番地 字山梨作の全ての区域 字ドブ501番地、503番地1 字下仁井倉の全ての区域 字宮坂501番地、 501番地15から501番地19、 501番地22から501番地26、 502番地から506番地 字原73番地14、73番地15、73番地29、 73番地30、106番地9、 106番地23から106番地27、 106番地34、106番地35、 106番地37、 </p>
------------------------	--

	<p> 106番地39から106番地42、 106番地46、 504番地1から504番地6、 505番地から510番地 字横根501番地 字平沢17番地、18番地4、 18番地6から18番地8、 45番地24、 70番地17から70番地20、 70番地22から70番地29、 70番地32から70番地37、 70番地44から70番地56、 70番地58から70番地62、 70番地64、70番地67、 70番地71から70番地76、 70番地78、86番地2、86番地8、 87番地4、88番地2、98番地1、 98番地2、98番地4、98番地5、 501番地1から501番地6、 503番地から505番地、507番地、 508番地1、508番地2、 511番地1から511番地4、 512番地から515番地 字北川原103番地34から103番地50、 179番地3、524番地1、 524番地2、524番地4、 530番地から536番地、 537番地1、537番地2、 537番地4、 538番地から543番地 字小田代527番地、528番地、 549番地、 550番地1から550番地5、 551番地、 川内村内国有林磐城森林管理署 601林班から603林班、604林班の一部、627林班、 628林班、630林班、631林班、634林班、637林班、 </p>
--	---

	6 3 8 林班の一部
居住制限区域	川内村大字下川内 字貝ノ坂の全ての区域 字荻の全ての区域 川内村内国有林磐城森林管理署 6 3 2 林班、6 3 3 林班、6 3 5 林班、6 3 6 林班

7. 大熊町

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>(中屋敷行政区の全ての区域)</p> <p>大熊町大字野上 字旭ヶ丘の全ての区域 字井戸神沢の全ての区域 字大森の全ての区域 字楓沢の全ての区域 字高家老の全ての区域 字岳ノ縊の全ての区域 字束松の全ての区域 字望洋平の全ての区域</p> <p>大熊町内国有林磐城森林管理署 5 0 5 林班から 5 1 0 林班、5 1 2 林班から 5 1 5 林班、 5 1 8 林班、5 1 9 林班、5 2 1 林班から 5 2 4 林班、5 3 0 林班、 5 3 7 林班及び 5 3 8 林班</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>(大川原 1 行政区、大川原 2 行政区の全ての区域)</p> <p>大熊町大字熊 字錦台 1 7 3 番地から 1 7 8 番地、1 7 9 番地 1、 1 7 9 番地 2、1 8 0 番地 1、1 8 0 番地 2、 1 8 1 番地 1、1 8 1 番地 2、1 8 2 番地 1、 1 8 2 番地 2、1 8 3 番地 1、1 8 3 番地 2、 1 8 4 番地 1、1 8 4 番地 2、 1 8 5 番地 1、1 8 5 番地 2、 1 8 6 番地から 1 8 8 番地、1 8 9 番地 1、 1 9 0 番地、1 9 1 番地 1</p> <p>大字大川原 字手の倉の全ての区域 字西平の全ての区域 字南平の全ての区域</p> <p>大熊町内国有林磐城森林管理署 5 2 8 林班、5 3 4 林班及び 5 3 6 林班</p>
<p>帰還困難区域</p>	<p>(野上 1 行政区、野上 2 行政区、下野上 1 行政区、下野上 2 行政区、 下野上 3 行政区、大野 1 行政区、大野 2 行政区、熊 1 行政区、 熊 2 行政区、熊 3 行政区、町行政区、熊川行政区、野馬形行政区、 小入野行政区、大和久行政区、夫沢 1 行政区、夫沢 2 行政区及び 夫沢 3 行政区の全ての区域)</p>

	<p>大熊町大字夫沢</p> <p>大字小良浜</p> <p>大字熊</p> <p>大字熊川</p>	<p>字上団子橋の全ての区域</p> <p>字熊野沢の全ての区域</p> <p>字北台の全ての区域</p> <p>字北原の全ての区域</p> <p>字大の全ての区域</p> <p>字中央台の全ての区域</p> <p>字長者原の全ての区域</p> <p>字東台の全ての区域</p> <p>字南台の全ての区域</p> <p>字高平の全ての区域</p> <p>字旭台の全ての区域</p> <p>字熊町の全ての区域</p> <p>字清水の全ての区域</p> <p>字新町の全ての区域</p> <p>字反町の全ての区域</p> <p>字館の全ての区域</p> <p>字田成圃の全ての区域</p> <p>字滑津の全ての区域</p> <p>字羽山下の全ての区域</p> <p>字本清水の全ての区域</p> <p>字本町の全ての区域</p> <p>字錦台のうち173番地から178番地、 179番地1、179番地2、 180番地1、180番地2、 181番地1、181番地2、 182番地1、182番地2、 183番地1、183番地2、 184番地1、184番地2、 185番地1、185番地2、 186番地から188番地、189番地1、 190番地、191番地1 を除く区域</p> <p>字川向の全ての区域</p> <p>字久麻川の全ての区域</p> <p>字古館の全ての区域</p> <p>字下川原の全ての区域</p> <p>字寺下の全ての区域</p>
--	--	---

	<p> 字緑ヶ丘の全ての区域 字八坂の全ての区域 大字小入野 字西大和久の全ての区域 字東大和久の全ての区域 字東平の全ての区域 字向畑の全ての区域 大字下野上 字大野の全ての区域 字金谷平の全ての区域 字北向の全ての区域 字広谷地の全ての区域 字清水の全ての区域 字原の全ての区域 字鮎沢の全ての区域 大字野上 字秋葉台の全ての区域 字姥神の全ての区域 字諏訪の全ての区域 字羽山沢の全ての区域 字山神の全ての区域 字湯の神の全ての区域 字小塚の全ての区域 大熊町内国有林磐城森林管理署 503林班、504林班、511林班、516林班、517林班、 520林班、525林班から527林班、529林班、547林班 </p>
避難区域	大熊町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キ
警戒区域	ロメートル圏内の海域であって、海岸線から東経141度5分20秒までの海域

8. 双葉町

避難区域	双葉町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域であって、東経141度5分20秒から西側の区域
警戒区域	

9. 浪江町

避難区域	浪江町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域であって、東経141度5分20秒から西側の区域
警戒区域	
計画的避難区域	浪江町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域

10. 葛尾村

避難区域	葛尾村のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から
警戒区域	半径20キロメートル圏内の区域
計画的避難区域	葛尾村のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から 半径20キロメートル圏内を除く区域

11. 飯舘村

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>(八木沢・芦原行政区、大倉行政区、佐須行政区及び二枚橋・須萱行政区の全ての区域)</p> <p>飯舘村八木沢の全ての区域 芦原の全ての区域 大倉の全ての区域 佐須の全ての区域 二枚橋の全ての区域 須萱の全ての区域</p> <p>飯舘村内国有林磐城森林管理署 2 2 0 8 林班から 2 2 3 4 林班、2 3 4 2 林班から 2 3 4 4 林班、 2 3 6 0 林班から 2 3 6 5 林班</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>(草野行政区、深谷行政区、伊丹沢行政区、関沢行政区、小宮行政区、宮内行政区、飯樋町行政区、前田・八和木行政区、大久保・外内行政区、上飯樋行政区、比曽行政区、蕨平行政区、関根・松塚行政区、白石行政区及び前田行政区の全ての区域)</p> <p>飯舘村草野の全ての区域 深谷の全ての区域 伊丹沢の全ての区域 関沢の全ての区域 小宮の全ての区域 沼平の全ての区域 飯樋の全ての区域 比曽の全ての区域 蕨平の全ての区域 関根の全ての区域 松塚の全ての区域 白石の全ての区域 前田の全ての区域</p> <p>飯舘村内国有林磐城森林管理署 2 3 0 1 林班から 2 3 0 3 林班、2 3 0 6 林班から 2 3 0 9 林班、 2 3 1 3 林班から 2 3 4 1 林班、2 3 4 5 林班から 2 3 5 9 林班</p>
<p>帰還困難区域</p>	<p>(長泥行政区の全ての区域)</p> <p>飯舘村長泥の全ての区域</p> <p>飯舘村内国有林磐城森林管理署 2 3 0 4 林班、2 3 0 5 林班、2 3 1 0 林班から 2 3 1 2 林班</p>

(案)

別添 2

指 示

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

大熊町長 殿
写) 福島県知事 殿

平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成 1 1 年法律第 1 5 6 号)第 2 0 条第 2 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 大熊町における、平成 2 3 年 3 月 1 2 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル圏内の区域(前面海域*を除く)については、平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日午前 0 時をもって別紙のとおり避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直し、居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 大熊町における、平成 2 3 年 4 月 2 1 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域(前面海域*を除く)については、平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

※ 大熊町のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル圏内の海域であって、海岸線から東経 1 4 1 度 5 分 2 0 秒までの海域をいう。

以上

<p>避難指示解除 準備区域</p>	<p>(中屋敷行政区の全ての区域)</p> <p>大熊町大字野上 字旭ヶ丘の全ての区域 字井戸神沢の全ての区域 字大森の全ての区域 字楓沢の全ての区域 字高家老の全ての区域 字岳ノ縊の全ての区域 字束松の全ての区域 字望洋平の全ての区域</p> <p>大熊町内国有林磐城森林管理署 5 0 5 林班から 5 1 0 林班、 5 1 2 林班から 5 1 5 林班、 5 1 8 林班、 5 1 9 林班、 5 2 1 林班から 5 2 4 林班、 5 3 0 林班、 5 3 7 林班及び 5 3 8 林班</p>
<p>居住制限区域</p>	<p>(大川原 1 行政区、大川原 2 行政区の全ての区域)</p> <p>大熊町大字熊 字錦台 1 7 3 番地から 1 7 8 番地、 1 7 9 番地 1、 1 7 9 番地 2、 1 8 0 番地 1、 1 8 0 番地 2、 1 8 1 番地 1、 1 8 1 番地 2、 1 8 2 番地 1、 1 8 2 番地 2、 1 8 3 番地 1、 1 8 3 番地 2、 1 8 4 番地 1、 1 8 4 番地 2、 1 8 5 番地 1、 1 8 5 番地 2、 1 8 6 番地から 1 8 8 番地、 1 8 9 番地 1、 1 9 0 番地、 1 9 1 番地 1</p> <p>大字大川原 字手の倉の全ての区域 字西平の全ての区域 字南平の全ての区域</p> <p>大熊町内国有林磐城森林管理署 5 2 8 林班、 5 3 4 林班及び 5 3 6 林班</p>
<p>帰還困難区域</p>	<p>(野上 1 行政区、野上 2 行政区、下野上 1 行政区、下野上 2 行政区、 下野上 3 行政区、大野 1 行政区、大野 2 行政区、熊 1 行政区、 熊 2 行政区、熊 3 行政区、町行政区、熊川行政区、野馬形行政区、 小入野行政区、大和久行政区、夫沢 1 行政区、夫沢 2 行政区及び 夫沢 3 行政区の全ての区域)</p>

	大熊町大字夫沢	字上団子橋の全ての区域 字熊野沢の全ての区域 字北台の全ての区域 字北原の全ての区域 字大の全ての区域 字中央台の全ての区域 字長者原の全ての区域 字東台の全ての区域 字南台の全ての区域
	大字小良浜	字高平の全ての区域
	大字熊	字旭台の全ての区域 字熊町の全ての区域 字清水の全ての区域 字新町の全ての区域 字反町の全ての区域 字館の全ての区域 字田成圃の全ての区域 字滑津の全ての区域 字羽山下の全ての区域 字本清水の全ての区域 字本町の全ての区域 字錦台のうち173番地から178番地、 179番地1、179番地2、 180番地1、180番地2、 181番地1、181番地2、 182番地1、182番地2、 183番地1、183番地2、 184番地1、184番地2、 185番地1、185番地2、 186番地から188番地、189番地1、 190番地、191番地1 を除く区域
	大字熊川	字川向の全ての区域 字久麻川の全ての区域 字古館の全ての区域 字下川原の全ての区域 字寺下の全ての区域

		字緑ヶ丘の全ての区域
		字八坂の全ての区域
	大字小入野	字西大和久の全ての区域
		字東大和久の全ての区域
		字東平の全ての区域
		字向畑の全ての区域
	大字下野上	字大野の全ての区域
		字金谷平の全ての区域
		字北向の全ての区域
		字広谷地の全ての区域
		字清水の全ての区域
		字原の全ての区域
		字鮎沢の全ての区域
	大字野上	字秋葉台の全ての区域
		字姥神の全ての区域
		字諏訪の全ての区域
		字羽山沢の全ての区域
		字山神の全ての区域
		字湯の神の全ての区域
		字小塚の全ての区域
	大熊町内国有林磐城森林管理署	
	503林班、504林班、511林班、516林班、517林班、 520林班、525林班から527林班、529林班、547林班	